

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和6年2月14日（水）17:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長他

### <質疑応答>

○司会 それでは、御案内していた時刻になりましたので、ただいまから2月14日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。アオキさん。

○記者 ジャーナリストのアオキと申します。よろしくお願いします。

今日の論点整理のことで教えてください。ちょっと細かい話になって申し訳ないのですが、今回、志賀町長さんから、防護施設のキャパが全然足りなかったというお話がございました。今回の論点整理の中には、この町長さんも心配されていた防災施設のキャパというところが入るのかどうかということと、あと、災害経験されたところの意見を委員にも入れて意見を聞くという話だったのですけれども、今日の議論でもあったとおり、立地によって随分、海が多かったりとか、状況が全然違うところもあるので、各立地市町村の方々の意見を聞く場というのは、本件をまとめるに当たって設けないのかということと、あともう1点、すみません、立地市町村の方々に話を聞いてきたのですけれども、やはり新潟の方々とか、雪が深くて、やはり避難計画が今回機能していたかどうかということについて、避難計画の審査自体が適切に行われていなかったのではないかとこのことを指摘していきまして、今後、その避難計画が実効性あるものになるために、審査体制を強化すべきだということ saying していたのですけれども、こちらについていかがお考えかということをお教えいただけますか。

○山中委員長 まず、防護施設のそのキャパシティーの問題、これはもう地域ごとで実効性を上げていっていただく、その運用の問題だろうというふうに思っております、今回の屋内退避について、何かキャパシティーがどうだとかという、そのことを議論するのは、論点に入っているかどうかというのは、現時点でそれは多分論点にならないだろうなという、その地域ごとで多分実情が変わってくると思いますので、実効性が上がるような屋内退避ができるような施設を考えていただければいいと。それはもう地域ごとでキャパシティーが変わってくると思いますので、それがまず1点目のお答えと。

それから2点目が、立地自治体の意見をこの検討の中で聞いていくのかということで、まず、検討チームで検討するというのを今日決めていただいて、その中に自治体の関係者に入っていただいて、各自治体で当然その地域ごとで状況が変わっていきましても、自治体で考えられている屋内退避に対するその考え方についての御意見はいただ

けるような方を入れていただくつもりにはしております。直接そういうその意見交換の場を、何かこの検討チームでやっていただくということは考えておりませんが、検討チームの中に自治体の関係者に入れていただくという、そういうことは考えております。

それから3点目、今回、志賀での避難の実効性はどうだったのかということについて、これはもう本当に地域防災計画というのは当然地震、津波も含めて一般防災と原子力災害との両方の防災、これは熟度を上げていかないといけないですし、当然、その実効性のあるものにしていかないとはいけませんけれども、今回の地震、津波、能登半島の地震から得られたその孤立化の話ですとか、倒壊家屋が非常に多かったとかというところは大きな教訓になろうかと思えますし、その辺りは、きちんと今後の実効性を上げていく、その熟度を上げていく、その過程で修正していただければいいのではないかなというふうに思っています。

○記者 最後の質問は、審査体制をつくってほしいという声だったのですけれども、審査体制の必要性についてどう思われるか教えていただけますか。あと、2番目の質問は、意見を聞く場は設けないということなののでしょうか、それとも検討委員会の中で意見を聞く場をつくったほうが良いという意見が出たらやるかもしれないということですかね。

○山中委員長 検討委員会でそれを議論していく中で、やはり現場の方々に来ていただいて、意見を聞いたほうが良いということになればそういう進め方をさせていただければいいと思えますし、その辺りは検討会で御検討いただくことになろうかというふうに思っています。今何か私から自治体の方に来ていただいて意見交換しましょうというような提案は特に今考えておりません。

○記者 審査体制をつくってほしいという。

○山中委員長 三つ目、審査の話ですよ。これはもう今いわゆる内閣府と自治体のほうできちんと協議をしながら進めるという。今のやり方に特に問題があるとは思っておりませんし、審査にしろという、防災に対してその審査をするというのが意味があるかどうかというのは私自身はよく分かりません。

○記者 アメリカは審査体制があります。

○山中委員長 アメリカのNRC（アメリカ合衆国原子力規制委員会）は、事業者の防災に関しての何か審査を行っているというのは知っておりますけれども、各国の事情は様々ですので、ヨーロッパのフランスとかイギリスなどは、特に審査をしないで、日本と同じように自治体に原子力防災も含めた防災計画を提出していただくという、そういう形を取っている国もありますし、これは様々です。

○記者 今回の志賀原発は、避難計画に問題があったと捉えていらっしゃらないと聞こえたのですが、そうなのですか。

- 山中委員長 今回の志賀の教訓というのは、やはり自然災害に対する、その防災に対する備えというのを十分しておくべきだったのかなというふうに思っています。そういう教訓は得られたのではないかなというふうに思っています。
- 記者 あと、全体像の中で、今後、どういうスケジュール感でどう動いていくのかについて教えていただいてもいいですか。
- 山中委員長 具体的なお話になろうかと思いますが、今日、検討チームで検討するというのを議論いただいて、まず、規制庁のほうから、検討チームをこういう形で設置をしますというのを具体的に提案していただくのが、多分、年度内ぐらいで、恐らく次年度いっぱいぐらいをかけて議論をきちんとしていくということになろうかと思いません。
- 記者 それで、今日の話の中で、指針自体は触らなかった場合は、屋内退避の考え方についてみたい、別紙みたいなものを作ることなのですか。
- 山中委員長 そのイメージはちょっとまだ分かりません。いわゆるそのヨウ素剤の話のように、別冊のような形になるのか、指針の中に屋内退避のところだけ別に書き下すのか、その辺りは、どういう形になるのかというのは、もう最後の結論次第かなというふうに思っています。
- 記者 何らかの形で現在の避難計画に反映していくというのは、次年度いっぱいかけて議論して行って、まとめはいつで、反映はいつでみたいイメージを教えてください。
- 山中委員長 まだ詳細は、だからどういう結論になるかというのは見えていませんので、大体1年ぐらいはかかるのではないかなというイメージです。
- 記者 1年というのは、議論していくのが次年度、それでまとまって反映するのがさらに次の年度というイメージ。
- 山中委員長 そこももう、年度内に、いわゆる改定というか、追加になるか分かりませんが、そういう形にできるかもしれませんし、またぐかも分かりませんが、そこはまだ、どれぐらいの議論の流れになっていくかというのは少し様子を見ないと分からないという、今ははっきりと言えないという。
- 記者 検討チームは何人規模で、これ議論は全部皆さん、公開の世界だから公開していくという理解でいいですか。
- 山中委員長 公開の状態でも議論をしていただくということを考えています。何人かというのは、もう分かりません。こんな人を入れていただくというのは今日お話が出たと思いますし、そういうメンバーを、御専門の方に入れていただくのと、伴委員と杉山委員にはオフサイトとオンサイトの関係で入れていただくという、それぐらいで、具体的な人数はまだ。はい。

- 記者 これまでも国会で何度か出ている話題で申し訳ないですが、再確認なのですが、避難計画、実効性のある避難計画がなければ、原発は動かすべきではないというお考えでしょうか。
- 山中委員長 動かすか動かさないかは、原子力規制委員会が関与することではありませんので、基準に適合しているかどうかの審査を行うのが我々の務めであって、稼働させるかどうかは我々の決めることではございませんので。
- 記者 深層防護の第5層、こちらが整っていない原発が動くべきか動かないべきかについて、専門家の見地からお伺いしていいですか。
- 山中委員長 今はだから規制委員会の委員長としてここに立っておりますので、技術者として、あるいは科学者として答えられる質問には答えますけど、その質問は、だから答えられないですね。
- 司会 よろしいでしょうか。ほかに御質問いかがでしょうか。  
ナナサワさん。
- 記者 フリーランスのナナサワです。  
伺いたいのは、午前中のセッションを伺っていましたが、三つほどの論点がある中で二つの論点には、大体の委員が、大体现行範囲でやろうという考え方を言われたと思うのですが、三つ目の屋内退避を簡単に言えばどうするかという話ですよね、について検討していこうというお話だと思ったのですが、全般に伺っていて、お話はちょっと抽象的だと思ったのです。指針なので、ある程度抽象度は必要なのでしょうかけれども、実際に今回は地震が起こって、自然災害に対する避難であったりということなされたわけですね。それで屋内退避もあったわけですね、屋内退避という言い方をしたかどうか分かりませんが、そういうケースがあって、それで道路の破砕状況とか、それから屋内退避したというか、そういった避難所、避難所の状況なんかはもうある程度どういうことが起こったか分かっているわけですね。実際にちゃんと調査をして、屋内退避というか避難の問題ですよね、避難の問題について今回のことで分かったことをちゃんと調査して、それはいろいろな数字の裏づけとかいろいろなことですよね、どれだけの避難所が屋内退避に耐え得る状態だったかどうかとか、それから、避難といった場合のその経路がどれだけ残されていて、実際に避難できる可能性はどれだけあったかというような、ケーススタディーするには非常に重要なエビデンスがあるはずなのですが、そういうものをきちんと調査した上で検討していくという方針をお持ちになっておられるかどうか、それを伺いたいのです。
- 山中委員長 まず、今回の能登半島地震の教訓について、これはもう倒壊家屋が非常に多かったということと、道路が非常に寸断されて孤立化したという、そういう教訓が得られたわけですが、どういう実情になったかというのは内閣府のほうでちゃんと調査をされるということは聞いておりますので、当然それは今後の自然災害に対する防災に

対しての反映はされるものというふうに思っております。一方、原災指針（原子力災害対策指針）に対する屋内退避の考え方について、何か今回の災害というのが直接何か教訓を与えるものかどうかということについては、私は直接影響するものではないというふうに考えていますし、屋内退避そのものについての期間であったりとか、あるいはオンサイトとの関係であったりとか、あるいはその解除するための要件であったりというのを議論するというのが検討会の論点だというふうに思っております。自然災害との連携を取らないといけないというのはもちろんそうですけれども、我々がいわゆる原災指針の中で考えなければならないというのは、放射線防護に対する考え方であるので、そこについて何か今回の地震というのが調査しないと何か検討できないという状況ではないと思っています。

○記者 ですけども、要するに何が起こったかというエビデンスはあるわけで、その上に立って、これに原子力災害が起こった場合にどうなるだろうかということは考えられるわけですよね。そこについては、取りあえず自分たちで調査しないという方針で考えているということですか。

○山中委員長 いわゆる自然災害についての今回の教訓について直接我々が調査をして、何か検討しなければならない事項というのがあるとは考えていません。これはもう内閣府のほうできちんと調査をしていただいて、どういう状況になったのかということについては結果をまとめていただいたらいいかというふうに思っております。

○記者 でも、それを踏まえた上で、そこに放射能の問題ですよね、起こってきたりした場合にどうしていくのか、どうなるのかというのを、少なくとも検討する必要があるわけですよね。それはなされる予定ですか。

○山中委員長 自然災害と、いわゆる原子力災害との連携、防災の連携というのは必要あるというふうには考えていますけれども、自然災害に対しての地震、津波も含めたその防災というのを我々が考えないといけないとは考えていません。我々の考えないといけないのはやはり原子力災害の特殊性ですので、そこについてはきっちりと考えたいというふうに思っていますし、特に今回は論点としては屋内退避について考えなければならないことをきっちりと考えて、修正すべきところは修正をしたいというふうに考えています。

○記者 この間の、午前中のセッションですと、少なくとも民間家屋が破壊されないようにするという話をするのはなかなか難しいけれども、少なくとも避難所の防災上の問題ですよね、地震対策とか耐震設計とか、そういう話に触れていた委員がいたと思うのですが、そういうことも論点になっていくということですか。

○山中委員長 それはだから防護施設に関しての考え方というのは当然あるかと思えますけれども、特にその自然災害に対して何かということについて、我々はだからそれを議論し出すということはないと思います。

- 記者 それともう1点は、前回のセッションで、地震に関する新しい知見を早くまとめて、もう少し公表していくべきではないかという意見が石渡さんから出ていましたけど、それに対する事務方のお答えは、3月の定例会あたりでやろうという話だったのですが、ちょっと違和感を持ったのは、今、地震のことで起こっている見知で、物によってはやはりそれとの関係で物の考え方を早く進めなければいけないことって多々あるように思うのですが、そのような定例の体制で、地震の問題を取り扱っていくというスタンス、これはこれでよろしいと思っているのでしょうか。
- 山中委員長 地震についてのその新知見というのも常にアップグレードしているつもりですし、必要とあれば技術情報検討会を開いて、そこで議論をしていくということが必要に応じてしております。何か緊急性のあるような問題が出てくれば、一気に委員会で議論するということもあり得ますし、それはもう緊急性の問題だというふうに理解します。
- 記者 ということは、今のところそれほど緊急的なことは出てきていないという。
- 山中委員長 私の、今のところその報告を受けている範囲では、何か緊急にその議論をしないといけない地震に関する事象は出てきていないというふうに理解しています。
- 記者 その辺は委員の間でも大体そういうのは、お考えが一致しているのですか。そういうふうには見えないところがあるのですけど。
- 山中委員長 できるだけその新しい情報を速やかにというのは石渡委員の御提案ですし、それもそのとおりだというふうに理解しておりますけれども、特に何か委員あるいは委員長のところに、新しい情報として、今、重大な情報というのは入っているわけではありませんので、何か緊急に本当に議論をしないといけない情報があれば、もう直、委員会で議論するつもりはしております。
- 記者 地震と原発の関係については、非常にそのところを不安に思っている、今、国民が多いと思うのですね。それはすごくいろいろなところに顕著に表れていると思うのですけど、それはどうですか、委員長としては、もっともなことだと思うのか、それとも何か考え違いではないかと思っておられるのか。
- 山中委員長 一般の方が不安に思われているのはもう十分理解はできます。ただ、それぞれの原子力発電所について、地震については、もう本当に慎重に審査をしてきてもらっていると思いますし、この点については現在の何か審査に問題があったとも思っておりませんし、ただ、その新知見というのは、もうそれぞれの地域で、大きなものもあれば小さなものもありますので、それはもう常に新知見はそれぞれのサイトで反映するようにはしてもらっています。
- 記者 志賀原発の2号機の再稼働の問題ですが、これはどういうスタンスでお考えですか。取りあえず今のところ少し、一般国民的に言うと、少なくともすぐ判断するような状況ではないでしょうと思うのですが、委員長はどう思われていますか。

○山中委員長 現状をお話し申し上げますと、敷地内あるいは敷地外の地震を引き起こす可能性のある断層について、今、審査会合で議論をしているところだったという理解でおりますし、その点については今回の地震も含めて、新しい知見があれば、議論をこれから進めていくということになりますし、そんなにすぐに答えが出るものではないというふうに思っておりますし、プラント側の審査というのは、まだまだ地震動が決まってからの話ですので、もっともっと先の話になろうかなというふうに思っています。

○記者 より慎重に構えようというふうな意識はおありですか。

○山中委員長 もちろん、だから新しい知見が得られた場合には、それはもう逐次反映をして審査をしていくという、そういうつもりでございます。審査の厳正さについてはもうこれまでどおり審査は続けていくつもりにしております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

モリタさん。

○記者 新潟日報のモリタといいます。

まず初めに、本当に初歩的なことで恐縮なのですが、この資料にも頂いてはいるものの、改めて、その原災指針の見直し、なぜ見直すことになったのか。そして、その見直すことによってどうしたいのか、設定されているゴールを委員長の言葉で、簡潔で構わないので御説明願えますでしょうか。

○山中委員長 端的に言いますと、自治体との意見交換で、非常によく出てくる御意見として、やはり屋内退避の期間、あるいはその解除する要件、あるいは解除後の対応、ここを御意見として非常にたくさんいただきましたので、この点については以前よりそれぞれの委員が問題意識は持っていたと思うのですけれども、女川の原子力発電所の地元の意見交換の場でもそういう意見をたくさんいただきましたので、屋内退避についてやはり考え直してみる必要があるかなというところで、その部分に絞って今後検討していくということを今日決めさせていただいたと。基本的に、原災指針のいわゆる被ばくを合理的な、合理的にできるだけその低減をしていくという考え方、あるいは同時に放射線被ばくと関係のない健康影響を抑えていくという、その考え方についてはもう問題はないだろうという、まず意見が一致したところですし、二つ目としては、屋内退避と避難、この二つをうまく組み合わせていくことで原子力災害に対して対応していくという、その方法も特段問題はないだろうと。3番目として、やはり屋内退避のありようということについてはまだ議論する点が幾つかあるねというところを、今日、委員の間で共通認識になったかなというところがございます。もう屋内退避の1点の検討事項だということでございます。

○記者 ありがとうございます。あくまでその原災指針の指示のありようについて、再三お話があったとおり、考えていくということになるのですね。

○山中委員長　そうです。指示のありようで、何か自治体に対してこういうふうに修正してくださいとか、そういうお話ではありませんので、自然災害に対する何か対策の要否は自治体でお考えになっていただければいいお話で、我々規制委員会として、屋内退避についてどういう指示をこれから出していったらいいのかという、その運用上の問題をこれから議論していきたいということでございます。

○記者　今のお話を理解した上で、あくまで理解のために一例を出させてもらおうと、例えば地震が起きて、発電所でも事故が起きました、津波が迫っている中、海の近くにいる住民は、津波から逃げるために丸腰で高台に逃げたほうがいいのか、それとも、被ばくを恐れて、津波が来るかもしれないけど、家の中で屋内退避したほうがいいのかということに対する回答というか、そのどうしたらいいのだろうということの解決につながるようなものの議論とは全く別軸の話ということでもいいでしょうか。

○山中委員長　基本的に複合災害の場合に、防災基本計画で述べられていることは、まず自然災害から身を守ってくださいという、そういう考え方でございますので、まず、津波から逃げてくださいますというのがまず基本だと思います。その後、原子力災害に対する対応をお願いするというのが基本的な流れだというふうに思っています。

○記者　それが元から決まっている流れで、そこに何か影響を与えるようなことでは当然、この議論はないということですよ。

○山中委員長　ない。

○記者　分かりました。ありがとうございました。

○司会　ほかにいかがでしょうか。

ワタナベさん。

○記者　東京新聞のワタナベです。

今日の議題1の資料にもあるのですが、複合災害への対応のところ、原災指針では複合災害時の屋内退避の対応に関する具体的な記述がないものの、先ほど委員長もおっしゃったような基本的な考え方を示しておりというように書かれているのですけれども、少なくとも能登半島地震で屋内退避ができないという状況が皆さん認識されたわけですので、できないときにどうするかということ指針に書くべきではないかと思うのですが、そこをされないと判断されているのはなぜなのでしょう。

○山中委員長　自然災害に対する防災と、我々が求められているその原子力災害に対する防災、これは連携は取らないといけないと思いますけれども、自然災害に対する防災、例えば避難所をつくってください、あるいは道路ができるだけ寸断しないようにしてください、あるいは、家屋が多数倒壊した場合には近隣に避難所を設けてくださいますという、そういうことについては我々の範疇外なので、ここについてはそれがしっかりと担保された上で原子力防災に対する屋内退避について考えたいという、そういうことでございます。

- 記者 確認ですけれども、原災指針はその屋内退避ができることを前提としてつくられているという、そういうことでよろしいのですね。
- 山中委員長 避難ができない場合には屋内退避をしていただく。それで、屋内退避は、自分がお住みになっている家が壊れた場合には、近隣の避難所に行っていただくというのが多分対策だというふうに思っていますけれども、その避難所があるかどうかとか、あるいはどういう状況に道路がなっているかというところは我々の範疇外。自然災害に対する防災をきっちりとしていただくということがあった上での原子力災害に対する我々の防災だというふうに思っておりますので、我々も連携は必要だと思いますけれども、複合災害の場合には、全てだから原子力防災でカバーできるわけではないので、どういうふうに避難をしてください、あるいはどういうふうに屋内退避を利用してくださいという、そういう考え方は指針の中でお示しすることはできると思うのですけれども、一般災害についての防災については我々の範疇外だというふうに思っています。
- 記者 ですので、一般災害への備えがある状態を前提として屋内退避がどこかしらでできるということを前提につくられていて、今回の論点も、できないことではなくて、できることを前提に皆さんで議論されていくという、そういう理解でよろしいのですよね。
- 山中委員長 そのような考え方で結構かと思えます。
- 司会 委員長、事務方のほうから補足を。
- 吉野総務課長 少し補足をさせていただければと思います。

防災基本法に基づいて防災基本計画というのが国の全体的な災害に対する計画としてできております。総務課長の吉野です。先ほどありましたような避難所の整備に関するものは、各災害に共通する対策といたしまして、まず最初に整理をされております。避難所の整備については自治体が主体的に行っていて、それを国が支援をしていくような作りとなっております。それで、原子力災害対策編というのが防災基本計画の中にもございますが、これについてはその風向きなどによって使えなくなるような避難所があることなどに注意するみたいなことが原子力の災害のときの特別な配慮として書かれているというもので、避難所の整備については共通的などころということで、全体で連携をしてやっていくということになっております。先ほど委員長のほうから、内閣府のほうで調査がされているはずだという、能登半島の地震の状況についてですね。それを御説明しますと、自治体が原子力災害も含めて避難計画をつくっておりますが、原子力災害避難計画をつくる時に、その支援を行うのが内閣府の原子力防災担当ということになっております。今後、やはり各自治体で計画の改定とか充実とか、そういった取組をなされるために必要な情報の収集などは内閣府の所掌となっておりますので、そちらで行うということをお説明をさせていただいているものです。

先ほどアオキさんのほうで、指針が変わった後、原子力災害指針が変わった後に、必ず何かその避難計画が変わるような前提でのスケジュールの御確認があったかと思いますが、今日の伴委員のほうから御説明がありましたように、今回の指針の見直しとい

うのは、基本的には、先ほどモリタさんから御質問あったかと思いますが、屋内退避に係る指示の出し方についての議論をするということを整理しております、今日の議論であったかと思いますが。これは規制委員会側の指示の出し方を議論するもので、これによって当然にその自治体が避難計画を変更しなければならないという性格のものではないという御発言が委員からあったと思います。ですので、指針が変わったからといって必ず各自自治体が避難計画を当然変更するという流れというふうには我々は今のところ思っておりません。取りあえず以上です。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ウエムラさん。

○記者 共同通信のウエムラです。

ちょっと話題が替わって恐縮なのですが、今日のトピックスで報告もあったと思いますけれども、福島第一原発の高温焼却炉建屋での水の漏えいについてお伺いします。これは放射性物質の量も220億ベクレルということで結構な量が漏れていると思うのですが、この点まず受け止めをお願いできますでしょうか。

○山中委員長 これはセシウム吸着施設、ここでいわゆる洗浄、ガスのベント作業の最中にこういう事象が起きたということで、原因についてはこれから調べていただくということで、今後の結果を待ちたいというふうに思っております。恐らくそれほど遠くない時点で原因については発表があるかというふうに思っておりますし、規制委員会としては来週月曜日の監視検討会でその原因を聞き取ることになろうかというふうに思っています。

○記者 今日、伴委員からも御指摘があったと思うのですが、ハードウェア的な破損というか、破損だったり不具合ではなくて、その人の作業ミスというところで、むしろそちらのほうがすごく問題、昔からずっと、昔というか、過去からずっと作業が続いていたのにも関わらず、そういう作業手順ミスみたいなものがあったというのは、それはそれですごく問題が大きいのではないかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○山中委員長 これはもう昔から使われている設備の一連の作業の中で起きたトラブルだという認識でおりますけれども、今後、原因がはっきりしてくるかと思っておりますし、その人為的なミスなのか、何か物理的な、バルブの不具合なのか、この辺りは今調べて、検査の中でも調べておりますし、東京電力も恐らく原因究明すると思っておりますので、その結果を待ちたいというふうに思っています。その上で、汚染した土壌は全部回収したという報告を受けておりますし、いわゆる近辺の放射線のモニタリングを強化しているという報告もを受けておりますので、漏れた事後のその対応については現状としては特段問題はないと思っておりますけれども、今後、その原因についてはきちんと検査の中で見ていっていただく、あるいは東京電力の報告を待ちたいというふうに思っています。

- 記者 分かりました。昨年の8月から、処理水の海洋放出が始まって、少し気が早いとは思いますが、もうそろそろ半年を迎えます。この半年間を振り返って、東電のオペレーションだったりとか、身体汚染なども、そういったトラブルもありましたけれども、この半年間をどのように見ていらっしゃいますでしょうか。
- 山中委員長 処理水そのものの海洋放出についてはルールどおりきちんと作業していただいているという認識ではございます。その上で幾つかのトラブルが生じておりますので、その点については、今回の原因がどういう原因なのかということ踏まえた上で、増設ALPSでの洗浄水を被ってその被ばくをしたという、その案件も含めて、少し東京電力には総合的にどういう状態にあったのかということについては委員の間でも議論はしないといけないことかなというふうに思っています。
- 記者 半年ということを改めて委員会か何かの場でちょっと委員間討議みたいなものを作りたいということでしょうか。
- 山中委員長 ALPS処理水の放出から半年たったということについては特段の問題視はしておりません。その間、それ以外のところで少しトラブルが増えているなという印象ではございますので、その点について、例えば四半期報告のような場で報告を受けて、議論することになるかと思えます。
- 記者 分かりました。それから、その放出は、結局目的としてはタンクの解体でデブリの保管場所だったりをつくるということだったのだと思うのですが、なかなかそのタンクの解体というのも、現実というか、進捗していかないという、この現状はどのように思われていますでしょうか。
- 山中委員長 近々リスクマップ（中期的リスクの低減目標マップ）の話委員会を議論していきたいというふうに思っていますけれども、タンク類の解体についても、この10年を考えると、きちんとそれは処理していただきたい事案であるというふうには思っておりますし、リスクの低減ということと言いますと重要なポイントかなというふうに思っていますので、その点については着実に作業を進めていっていただきたいなというふうに思っています。
- 記者 分かりました。今少しおっしゃいましたけれども、改めてですね、1F（福島第一原子力発電所）のサイト全体のリスクを下げるためにはやはり必要なことだというふうにお考えであるのかということと、計算すると、結局ストロンチウム処理水だったりとかALPS処理水（多核種除去設備等処理水）というのが、微減はしているけれども、この3回の放出でめちゃくちゃ減っているというわけではないという現状ではあるのだけれども、やはりリスクを下げるには効果的だというふうにお考えでしょうか。
- 山中委員長 処理水が入ったタンクを空けていくということは一定の効果はあると思いますし、海洋放出自身は、その科学的、技術的に見ても問題はないということ、基準を満たした放出であれば問題はないということは以前から委員会としてお話をしているところではございますので、その点については意義のあることだというふうには思ってお

ります。一気に量が減るわけではありませんけれども、放出をするということについては一定の意義があるというふうに考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 事務方から補足いたしますと、今御質問いただいた事案に関しましては、ガスのベント系統からろ過水のフラッシングを行っている際に発生した漏えいということでございますので、念のため補足いたします。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

サイトウさん。

○記者 新潟日報のサイトウと申します。

ちょっと改めてなってしまうのですが、今日の議題1で改めて3点の論点を今後検討していくということで決まったかと思うのですが、改めて、どんなことを決めていくのかの委員長の言葉でちょっと説明していただければでしょうか。

○山中委員長 もうメインの議論は、もう屋内退避そのもので、一番のその議論というのは、屋内退避のいわゆる開始、あるいはその期間をどうするのかというところ、あるいはその炉内の状況と、その屋内退避というのを両方併せて検討しなければならないという点、それと3番目は、やはり解除の要件をどうするのか、あるいはその解除した後、避難をしていただく、あるいは一時移転をしていただくという、その対応をどういうふうにしていくのかという、論点としてはその三つがメインになろうかなというふうに思っております。特にそれ以外の論点を議論してほしいというのは委員から特に出ませんでしたので、その三つが論点になろうかというふうに思っています。

○記者 確認なのですが、その屋内退避どうするかというところで、この議論にはその自然災害、複合災害というのは基本的に想定されないという理解でよろしいでしょうか。

○山中委員長 複合災害もちろん考えてということでございます。ただし、自然災害に対するその対応は一定なされているものという上で、我々はその原子力防災に対しての屋内退避について提案をしていくという、そういうことでございます。

○記者 その屋内退避をどうするかというと、そのプラントの状況だとか、あるいは自然災害の場合のそのインフラのダメージだとか、屋内倒壊だとか、そういったところも含めながら、屋内退避の在り方について議論していくということですか。

○山中委員長 例えば屋内退避が全くできない状況を想定すれば、だから屋内退避はできないわけで、当然、自然災害に対する一定程度の備えはあるということで、我々の原子力災害に対する特殊性を、屋内退避について議論をしていく、運用上どうすべきかということなどを議論していくということでございます。

○記者 分かりました。あと、先ほどその指針の前提として一般災害への備えが前提としてあるという御認識だったかと思うのですが、今回能登半島地震でそういった前提が

かなり崩れた部分があるのではないのかなと思うのですが、その避難所だとかというのは自治体の役割だというふうに説明もありましたけれども、改めて今回の地震を受けて、委員長のほうでも、その一般災害と原子力災害で連携が必要という言葉もありましたけど、国のほうでも、どういったことができて、どういったことができなかったのか、そういった部分の対応の確認というか、今後どうしていくべきかということ、一般災害については規制の範疇外だということだと思っておりますが、国のほうでも考えていかなければいけないのかなと思うのですが、その点、委員長はどのように考えていますか。

○山中委員長 今回の能登半島の地震で多数の家屋が倒壊をした、あるいは孤立化、道路の寸断で孤立化をしたという、そういうところは教訓としてきちんと一般防災に生かしていただくということは必要かなというふうに思っております。いわゆる地域防災計画をどういうふうに変更されるかということについては、これはもう自治体の御判断で、それは要否については御判断されればよいことだというふうに思っておりますけれども、今回の教訓としてはそういうところにあるのかなというふうに思っています。当然、一般災害に対する防災との連携という意味では、当然、避難所であるとか、避難経路であるとか、避難の方法、そういったものはきちんと考えられているということは、当然、原子力防災に対しても連携をして有効に働くということだというふうには理解していますけれども。

○記者 ただ、基本的に、そういったことを検討するのは内閣府の原子力防災だという理解でよろしいですか。

○山中委員長 原子力規制委員会が、技術的な、あるいは専門的にその議論をしていくべきところというのは原子力災害の特殊性、放射線防護であるとか、あるいは放射線に直接関係ないけれども、避難等によって健康影響をできる限り抑えていくという、そこをきちんと我々は考えなければならぬところだというふうに理解しています。今回、検討チームで検討していただくのは、屋内退避の運用について検討していただくという、そこに尽きるかなというふうに思っております。

○司会 オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願ひします。

委員長が屋内退避は二、三日が限度ではないかということをおっしゃっていたかと思いますが、ちょっと改めて、屋内退避というものの有効性がある一方で、非常に無理があるというか、苛酷ということなのかもしれません。どういうことを、その本意というか、真意というか、どういう問題意識からそのことを特におっしゃっているのか教えていただけますか。

○山中委員長 屋内退避あるいはその避難、その組合せの有効性については、特段、委員も異論のないところですし、私も屋内退避、内部被ばくを低減する、あるいは外部からの放射線に対する影響を低減するという意味で、一定程度の効果はある。ただし、ずっ

とその屋内退避をしていただくというのは、これはもう、本当に無理がありますし、当然、一般の家屋で屋内退避をしていただくということになれば、食料の問題とか、そのほか生活の問題もございませし、恐らく一定程度のもう期間が限界だろうなという、そういう個人的な意見でございませし。委員も多分、それぞれに、期間については、そんなに長い間、屋内退避はできないだろうという問題意識を持っておられるかと思ひませし。

○記者 その一般家屋の場合ですと、屋内退避をしても、一定量の被ばくは避けられないということかと思ひませし。それで、そういうこともあつて、実際に PAZ（原子力発電所からおおむね半径 5km 圏内）ではなかなか逃げられない方を、防護施設を造つて、そこに、まあ不自由な形で閉じ籠もつてもらふみたいな形になっているかと思ひませし。結局のところ、今おっしゃつてゐる屋内退避というのは、基本的には一般家屋での屋内退避ということによろしいわけですか。

○山中委員長 必ずしもそうは限定をしておりませし。防護施設であれば環境も整つておりますし、1 週間程度食料もありますので、1 週間という退避の期間というのものもあつて得るかもわかりませし。それはもう、ケース・バイ・ケースで、場所によつて、地域によつて、変わつてくるかなというふうにおもひませし。一般家屋に関して考えると、やはり個人的には 3 日程度が限界かなという、そういう感触は持つておりますけれども、期間だけではなくて、そのスタートの時期、あるいは解除の要件、そういうところがやはり論点としてこれから議論していくところにならうかなというふうにおもひませし。

○記者 いわゆるその様々な事故の進展、ケースということをおたまたまということだというふうにお午前中の委員会での議論は受け取つたのですが、その辺のいろいろなバリエーションをおたまたまいつ行ふのかとか何日ぐらひとか、そういう話をメインに議論するということ、そういうことになるわけですかね。

○山中委員長 議論としては、やはりプラントの条件も加味して、議論していくことになるかというふうにおもひませし。

○記者 その複合災害というものをどこまで織り込んだ議論をしていくのかが、ちょっといま一つ、何かちょっとイメージを持つてていないのですが、その今のようないろんなバリエーションのものというものは、複合災害の程度によつて全然大きく異なつてくるかと思ひませし。その辺は。

○山中委員長 先ほどから繰り返しになりますけど、やはり自然災害に対する対応というのは我々の範疇外ですので、原子力防災のその特殊性に鑑みて屋内退避どうあるべきかという議論を検討チームではしていただくつもりにおもひませし。

○記者 まあ、ある程度抽象的な議論にならざるを得ないということなのですかね、そういう意味では。

○山中委員長 当然、地域ごとで災害のありようというのものも変わつてきますし、地形のありようというのものも変わつてくるので、当然、自然災害に対する防災の在り方も変わつて

くると思います。そういう意味で、原子力災害の特殊性に鑑みて、我々は屋内退避を考えようということでございます。

○記者 となると、あんまり能登半島地震とか、あれこれ言わないで、もう、以前から議論をされていたことの結論を出すというふうに捉えちゃってよろしいわけですか。

○山中委員長 もうまさしくそのとおりで、屋内退避について、いろんな御意見をいただいているので、その点について答えを出していかなという、そういう委員の認識だというふうに思っています。私もそういう認識です。

○記者 となると、今日の何か論点は、何か能登半島地震とか自然災害とか、そういう話がいろいろ含まれているのでかえって分かりにくくなっちゃっていて、能登半島地震の件は切り離して議論をするみたいなふうな仕切りをはっきりさせたほうがよかったんじゃないかと思うのですが、どうなのですか。

○山中委員長 そこは、文章の中で、能登半島は考えないということは書いてございせんけれども、いわゆる自然災害に対する防災というのは切り離して考えるという、その点については、だから、今ご指摘いただいたとおりです。

○記者 まあ、それ以上は、そういうことだというふうに踏まえませう。ただ、一方で、委員会の所掌範囲とか、いろいろ、役割とか権限とかもあろうかと思うのですが、やはり原子力の専門家として、やはり本当に原子力防災を含めた政府の対応が本当にこれでいいのかということ为例え委員長があえて、そういう、何ていうのですかね、原子力防災の議論の場ですとか、そういったところで問題提起をされるとか、そういうことというのはあってもいいのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○山中委員長 原子力災害対策の実施というのは、原子力災害の特殊性というのはもちろんございせんけれども、一般災害の防災と独立した災害対策というのは考えられないというふうに思いますし、当然、一般災害対策と連携して対応していく必要があるという、それはもう、以前から認識としてはお話ししているとおりでございせん。ただ、原子力規制委員会として技術的に対応できる部分というのは、やはり原子力災害の特殊性の部分、その部分について検討していくということでございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。

ほか、いかがでしょうか。2巡目の方はお待ちください。フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。先ほど話があった1Fの関係で伺いたいのですけれども、委員長がおっしゃったようなトラブルがちょっと増えているような傾向があるのじゃないかという話だったと思うのですが、その辺り、どういったところ、例えばトラブルごとの共通性だとか、何かその傾向といいますか、いずれ委員会で議論したいというところの問題意識をもう少し教えていただけますか。

○山中委員長　トラブルは少し増えているなという印象ではございますけど、まだ、今回の件の原因が少し不明なところもございますので、その辺ははっきりした上で考えていきたいなというふうに思っています。

○記者　はたから、取材している範囲で恐縮ですけども、見てみると、昨年の増設 ALPS、それから 2 号機、前室での顔面汚染、で、今回の汚染水漏れ。どれもまあ、当然といえば当然なのですが、もともと定められているルールが何かしら破られている。特に初めてやっているわけでもないというところからすると、なかなか、まあ抽象的ですけど、現場の意識というか、ルールの徹底というところがおろそかになってきているのかなと思うのですが、その辺りはいかがですか。

○山中委員長　共通性があるかどうかというのは、まだよくわかりません。ただ、増設 ALPS での水を被って身体汚染をしたという案件と、自らマスクを外すときに汚染をしてしまったというのは、これも別の要因かなという、もう、その 2 点については原因が分かっていますので、共通性ないかなというふうに思っていますけども、今回の案件がどうかというところは、原因を聞いて考えたいというふうに思っています。いわゆる処理の過程で起こったあのトラブルという意味では 2 件、共通はしていますけれども、原因が共通しているかどうかというのはこれからかなというふうに思います。

○記者　分かりました。

今おっしゃったような処理の過程で起きたというところでいくと、これもまた時期ははっきりしていないのですが、例えば、今後、汚染土の回収だとか、より炉内に近いところでの作業、汚染濃度の高密度なところでの作業が増えていく中で、やはりその辺り、今後そういう作業が控えているからこそ何かここでそれぞれ整理することが大事なのかなと思うのですが、やっぱりその後段の作業というのも意識されていらっしゃるのですか。

○山中委員長　リスクマップの議論というのはこれから、もうそんなに遠くない時期に議論していくことになりそうですし、その、いわゆるどういう作業をどういうふうして 10 年先を見据えた上でしていただくといいところの中で、こういう点は注意してほしいねというのは、委員の中では議論はしたいなというふうに思っています。

○記者　分かりました。

ちょっとオフサイトの、屋内退避も絡んでなのですけども、先週末、新潟の新潟県知事が規制庁長官と面会されて、その中でぶら下がりの後に知事がおっしゃっていたのが、人情としてはその、要は屋内退避を求めるという対応そのものがより原発近隣の方は避難する中で、なかなか人情としては、逃げたいとなるのが人、人間だろうと。そういったところも議論してほしいということを長官にお伝えしたという話があったのですが、今日の議論を見ると議題の 2 のところですかね、避難と屋内退避のそれぞれのリスクとそれから有効性のところが従来どおりの考え方で変わらないという話があったのですが、そういった新潟県知事、まあ、だけではないと思うのですが、そういった趣旨の疑

問というのは、もう、(2)番でも、解消というところちょっと言い過ぎかもしれないですが、そこで一応は整理されているということですか。

- 山中委員長 これまでの考え方、あるいは避難と屋内退避の組合せで、原子力災害に対応するというこの点については、皆さん異論のなかったところかと思えますけれども、屋内退避そのものについて、これからどういうふうに運用していくかについてはこれからの議論だと思いますし、その点について、屋内退避そのものの有効性についても、まだ分かりやすい説明というのが必要かなというふうに思いますし、これからその期間ですとか炉内の状況を合わせて検討を進めていきますので、その過程についても分かりやすく説明していくということがやはり必要かなというふうに思っています。
- 記者 分かりました。今おっしゃったような分かりやすい説明のところが大変なのかなと取材しながらも感じるのですが、被ばくを避けるという意味で屋内でとどまることで、個人としては避けられる。ただ、一方で、避難で遠くに逃げると渋滞等発生して、それこそ今日も言及があった、福島のような、避難中に亡くなれるということが起こりかねないというところがなかなか理解されていないのかなと思うのですが、その辺り、検討会での議論ということでもいいですし、その辺りの情報発信というのはどう考えていますか。
- 山中委員長 検討会そのものの議論というのも、適宜情報発信をしていくということも必要だというふうに思っていますし、その都度やはり避難の有効性、あるいは屋内退避の有効性そのものについては、もう少し説明する必要があるかなというふうに思っていますし、できるだけそういう自治体の方との対話の場も設けていきたいというふうに思っています。
- 記者 分かりました。今日の資料のタイトルも、もう既に屋内退避に関する論点ということだったので、もう検討チームの名前も恐らくもう屋内退避というところになると思うのですが、先ほどからも質問が出ているように、やはり自然災害と重なったときに、屋内退避または避難ができないのじゃないかというのが、やっぱり国民の一番の疑問だろうと思うのですが、その辺り、今日、伴委員がおっしゃっていたのが、自然災害の対応は、そもそも自治体、地域ごとで備えておくべきものということだったので、ちょっと言葉は言いづらいのかもしれないのですが、先ほどから繰り返されているように、原子力災害のことは規制委員会で考えるのだけでも、自然災害の対応はそれとして、地域でしっかりやってくださいというメッセージを出されたほうが、委員会としても立場がはっきりするかなと思うのですが、その辺りはいかがですか。
- 山中委員長 これも先ほどから述べているように、自然災害に対する防災というのは、我々の考えるべき範疇に入っていないというのは、もう以前からお話をしているとおりでございます。当然、一般災害に対する防災との連携というのは当然取らないといけませんし、そこは独立した災害対策では、複合災害のときにはあり得ないと思うので、そ

こは連携を取る必要があろうかと思ひますし、ただ我々が考えるべき部分ではないといふこととごひます。

○記者 分かりました。

これもちよつと、質問といふか、ちよつと変わつてきちやうかもしれないのですが、サイト内では非常に厳しい地震、それから津波、火山灰等々もいろいろ想定されて、その上で設備が本来の機能を持たなくなつたがために放射性物質の放出、あとはサイト外の第5層の避難が必要になる事態を、といふ経過があるので、規制委員会がオフサイトのそういった地震・津波の被害は考えない、みたいな言い方になると、逆にそれもまた、オフサイトは人任せなのかといふ印象も取られかねないと思ひますが、その辺りはどう説明されますか。

○山中委員長 独立してお考えをいただくといふことはお話をいたしましたけれども、密に連携をしないといけないけないと。当然、関係者の間の連携といふのは必要だといふこととごひます。で、原子力災害の特殊性を考えれば、当然その防護設備といふものをPAZ内には一定数必要になつてまいりますし、地域によつてはUPZ（原子力発電所からおおむね半径30km圏内）の中で防護施設を多数設けられているところもごひますし、これも地域ごとで原子力災害に対する備えといふのは別途考えていただかないといけないかなといふふうに思ひます。

○記者 分かりました。そうすると、ちよつと質問を突っ込み過ぎかもしれないのですが、ある意味で、今おっしゃつたよふな、UPZでも防護施設を多数設けたり、複合災害に対するハードといふ意味での備えがない地域で原子力発電所を動かそうと思へば、そういった地域での努力といふか、適切な整備強化といふのが不可欠だといふ、そういうことですか。

○山中委員長 当然、地域防災計画といふのは原子力災害も含めて、自治体と内閣府の連携でつくつていただくものだといふふうに考えています。技術的な、あるいは専門的な特殊性についてのサポートといふのは、我々原子力規制委員会できちつと行つていかなければならない仕事だといふふうに思ひますし、そこはきちつと切り分けて考えていかないといけないかなといふふうに思ひます。

○記者 分かりました。

すみません。最後1点だけ。こう振り返ると、規制委員会が発足して2年後か3年後に内閣府のほうに原子力防災の今の部門が規制庁から移つたと思ひますが、その、役所が分かれていることによつて、なかなか原子力防災の面での難しさといふか、分かれていること自体がデメリットであつたりとか、そういったことは、今の現時点では問題意識はお持ちでないでしょうか。

○山中委員長 様々な複合災害に対する原子力部分、原子力の部分の特殊性についての議論といふのは省庁間でかなり行われておりますので、その点について、特に今、問題だといふふうには思ひっておりません。

○司会 ほか、御質問いかがでしょうか。二度目の方、少しお待ちください。

タシマさん、その後、タナカさんでいきたいと思います。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いいたします。屋内退避の件でお伺いします。

今日、論点を三つ示されて、先ほど会見の中で、屋内退避の実施期間、実際は民家だったら3日程度だろうということをおっしゃっていたのですけれども、想定すべき事態の進展の形ですとか、それは何パターンぐらい準備すれば屋内退避について自治体がいろいろ要望していることに応えられるのかとか、避難とか一時移転に切り替えるときに考慮すべき事項はどういったものがあるのか、これから議論ですけれども、今、委員長がお考えの中でどういったものがあるのでしょうか。

○山中委員長 私がイメージしている、いわゆるオンサイトの状況、これをものすごく細かくたくさん考え、検討はされると思うのですが、最終的にどうなのだろうというのは、個人的には思います。典型的なパターンというのは、現在は比較的、伴委員がちょっと言われましたけど、そんなに事象がめちゃくちゃ速いとは思いませんけど、比較的事象が速い、事故の進展が速いプラントの状況を考えた対応になっているかなというふうに思います。ただ、何パターンかは考えないといけないでしょうけど、多分屋内退避の考え方を、パターンごとに示すと、より複雑になって、対応ができなくなる。恐らく基本的なパターンを多分議論する必要があるのだろうなど。極端なパターンを幾つか例示をする、そういう議論になるのじゃないかなという予想です。恐らくケーススタディーは多分されると思うのですが、いろんな専門家が入れられるので、どういう議論になるかというのはもう、その議論を少し見守りたいなというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。

では、タナカさん、お願いします。

○山中委員長 日経新聞のタナカです。よろしくお願いいたします。

ちょっと今日の会合と全然別件なのですが、昨日 NUMO（原子力発電環境整備機構）が、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の関係で、北海道でやっていた文献調査の報告書案というのを公表しましたが、もしこちら、委員長が目を通していただいたら、3年ぐらいかけて、ようやく今回出てきたわけですが、所感みたいなのがあれば、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○山中委員長 報告書案が出てきたというのは承知しております。2か所について、案が出てきた。今後、有識者の会合で議論をして、最終案をまとめられるというふうに思っておりますので、現時点で何か規制委員会として意見を申し上げるといふこと、そういう段階ではないかなというふうに理解しています。

○記者 2年前でしたかね、安全確保上、少なくとも考慮されるべき事項というのを委員会のほうでまとめていたと思いますけど、そういった経緯も踏まえて、何か今回の、というのがあれば、お願いします。

○山中委員長 地層処分の高レベル廃棄物の地層処分についての考え方については以前まとめさせていただいて、その考え方については、経産省のほうで今回の何か案をまとめる中で参考にされたのではないかというふうには聞いておりますけれども、特に今回の報告書案について、今の時点で何か意見を述べるという、そういう段階ではないかなというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに一度目の方がいらっしゃらなければ、2巡目に入りたいと思います。

それでは、ナナサワさんとアオキさんとモリタさんでよろしいですかね。はい。では、ナナサワさんからお願いしたいと思いますが、時間が長くなっておりますので、質問を適宜まとめていただければ幸いです。お願いいたします。

○記者 はい。先ほど来ずっとお話を伺っていて、一つ伺いたいなと思ったことがあります。屋内退避について、これから議論していくということは結構なことだとは思いますが、いつからやるかって、期間の問題と解除の要件という話ですよね、ポイントとして挙げられるのは。ただ、屋内退避の目的というのは、やっぱり住民の被ばく低減ですよね。

○山中委員長 はい。

○記者 やはり、守るという意味が大きい。という観点で言うと、そのどこで退避するかによりますけれども、いわゆるフィルタリング機能がある場所があるかどうかというのもすごく大きいと思うのですね。私、福島原発事故の後、屋内退避ゾーンの取材を実はしてまして、避難所みたいなところに大勢いるケースもあったのですが、遮蔽率、ものすごい低いのですよね。外と中が、もちろん違いますけど、遮蔽率ってすごく低くて、そういうところにいることは、単にストレスの問題ではなくて、被ばくの問題として好ましくないと思ったのですね。

で、一般災害の調査を内閣府に任せてというお話ではあるのですが、これ、原子力災害対策の観点からしても、避難する場所がどういう形で放射線防御の力を持っているかとか、ないのかとか、こういうことが現実的な把握というのはとても大事なことだと思うのですよ。それ、いつからどれだけとかいうことに全部関わるわけですよ、その場所の条件というのは。こういうのって、これはまあ、提案というか、あれなのですが、せっかく内閣府が各自治体と連携していろんな調査をするのであれば、これ、原子力災害対策の基本中の基本であるところの、避難先のフィルタリング機能とか被ばく低減の

現状ですね、恐らくほとんど、避難した、今回避難した先というのは、そういう措置は持っていないところだと思うのですよね。そういうことについて、多分、もっと具体的にデータを得るチャンスがあるとすれば、何かこちらの委員会で直接やらないまでも、そういう、先ほどから言われている一般災害との連携というお話をしていますけれども、そういう意味で、内閣府が行われる調査に、こういったことも調べてほしいというようなことを、何かリクエストするというかな、そういうことで自分たちがこの先を考えていくデータを得るといのは重要なような気がするのですが、それはいかがお考えでしょうか。

- 山中委員長 御指摘の点、非常にもう、基本的なところで、これまでもいわゆる屋内退避をどういう場所で行うのか、一般家屋で行うのか、コンクリート造の例えば避難所のようなところで行うのか、あるいは防護施設で行うのか、どういう効果があるのかということについてはこれまでも検討されてきて、今回の検討会の中でもかなり詳細な議論をされるものというふうに考えています。当然、内部被ばく、取り込みのいわゆる効果、減じる効果がどれぐらいか、あるいはプルームが通過している間の外部放射線に対する低減効果はどれぐらいなのかという、その点についての考察というのは、今回の検討会の中でもさらに詳細議論されると思いますし、これまでも幾つかのケーススタディーはやってきておりますので、御指摘の点はほんと基本的なところだというふうに思っておりますので、今後の検討の中では、そういうところは詳細に検討していただきたいというふうに思っています。
- 記者 今回も、福島のとくもそうなのですが、これって、意外かもしれないのですが、通信機器の問題とも関係しているのですよね。ケータイが通じなくなると、例えば福島であったのは au だけ通じる地域があって、そこに行くために、避難所からわざわざ夜歩いて行って、山の中で電話をかけるというケースがあるのですよ。今度も高屋地区とか幾つかの地域では、そういうことをしているのですね、住民が。つまり、住民がそういうときに行う行動によっては、非常に被ばくをする可能性もあったりして、いわゆる避難所の体制というのが、単純に被ばくの低減は数字だけで割り切れない、いろんな要素を持っているということも含めて、今回の地震でどういうビヘイビアが行われたかとか取られたかとか、そういうことをちゃんと調査するというのは非常に大事だと思うのですね。何かこれは、まあ、私としてはそう思うという意見でお聞きいただければいいと思うのですが、やるのだったらちゃんとファクトを押さえて、上での、何かレビューをしていただきたいなというふうに思います。
- 山中委員長 御指摘、非常に貴重な意見だというふうに思います。避難行動といゆる被ばくの話。あるいは、避難ではないけれども、災害に遭われた方々のいわゆる行動といゆる原子力防災のありよう。この点については、だから、防災に関する専門家も入っていただく可能性もございますので、検討してまいりたいというふうに思います。貴重な御意見だというふうに思います。

○記者 お願いします。

○山中委員長 はい。

○司会 はい。では、アオキさん。

○記者 お願いします。1月13日に宮城県に行かれたときに、村井知事から能登半島地震を踏まえた避難方法の検証を、と要望されておりました。委員長自身は防護施設の充実も考えないといけない、能登半島地震で得られる知見を含めて指針の見直しを議論していきたい、と述べていらっしゃいます。この要望と二つの発言についての話と今日の見直しの関係性について、ちょっとお伺いしていいですか。

○山中委員長 いわゆる一般災害に対して、独立した原子力災害に対する防災ではないというのはもう、これまでお話ししたとおりです。ただ、我々がその一般防災について何か検討できるわけではないですし、我々の所掌外だというふうに思っております。ただ、当然、一般災害で、当然その、女川地域の地理的な状況を考えると、孤立化ということも考えないといけないでしょうし、当然、あの地域ですと津波に対する防災ということも考えないといけないのだろうなというふうに想像します。

で、当然、村井知事からの御意見に対しては、原子力災害に対しては、やはり堅牢な防護施設というのを用意することで一般災害にも連携することができるのでという、そういう意味でのコメントはさせていただきました。はい。

○記者 今日の、ごめんなさい、論点整理は能登半島地震を踏まえていない、いるという、いないというようなニュアンスを今日受け取ったのですけれども、知事の要望は、今回の能登半島地震を踏まえた自主避難方法の検証をという話で、委員長の言葉も能登半島地震で得られる知見を含めて指針の見直しを議論していきたいと述べています。ごめんなさい、ちょっと今日の御発言との整合性がよく分からないのですけれども。

○山中委員長 今日の委員会での結論、あるいは以前の委員会での議論というのは、少なくとも防災指針の考え方そのものは見直す必要がないという、委員の一致したところがございますし、それを考えると、自然災害に対する部分というのは、当然、我々の範疇外だということだというふうに理解をしています。

○記者 繰り返して恐縮ですが、つまり村井知事の能登半島地震を踏まえた避難方法の検証をという問いについては、委員長は何とお答えになるのですか。

○山中委員長 一般防災との連携をきっちり取らなければならないというのはそのとおりだというふうに思っておりますし、一般防災に対する施設の充実というのは原子力防災にも当然役に立つところだというふうに思っています。また、原子力防災の特殊性が一般防災に対して役に立つ部分も当然あるかというふうに思っています。

○記者 ごめんなさい。繰り返して、ごめんなさい。能登半島地震を踏まえた見直しというのは、やる、やらないで言うと、やらないということになるのですか、今日のお話だと。今後を見た上で。

- 山中委員長 当然、能登半島地震の教訓というのは我々も受け止めてはおります。
- 記者 受け止めるのじゃなくて。
- 山中委員長 受け止めてはいますけれども、それは自然災害に対する防災の部分、教訓の部分が多いですよという、我々の、原子力の災害に対する特殊性の議論の中でできる範囲ではないですよということです。
- 司会 すみません。繰り返しのようになっておりますので、ほかの御質問はいかがでしょうか。
- 記者 分かりました。

今のお話に関連するのですが、一般災害との連携を密接にというお言葉が何度か繰り返しておっしゃっているのですが、この密接に連携を取るというのは、一体どのような意味なのか。さっき東京新聞さんも言っていましたけれども、つまり、原子力だけ考えて自然災害に対する対策は内閣府と自治体がやるという前提の下に、屋内退避ができるという前提じゃあどうするかということを考えるということのように聞こえるのですが、道路の寸断、孤立化も、2、3日屋内退避していれば解消する、3日で誰かが解消してくれるという前提で今回議論するということになるのでしょうか。ごめんなさい、2点まとめて御質問させていただきました。お願いします。

- 山中委員長 一般災害の、実際どういう状況になるかというのは、もう地域ごとで変わってきますし、当然、地域防災計画で、一般災害に対する対応というのは、それぞれの自治体でされることだというふうに思っています。だから、避難所があるのだったらそこに逃げていただく、自宅があるいは壊れていないのだったらそこで退避をしていただく、逃げれないのだったら屋内退避をしていただくというのが原子力防災の考え方です。

だから、すごく詳細に、詳細な、いわゆるこういう場合はどうですか、ああいう場合はどうですかという、そういうことを指針の中では述べておりませんので、それは地域ごとで変わってくるだろうなというふうに思います。

- 記者 「密接に」の意味を詳しく教えてください。
- 山中委員長 地域でつくられた避難所というのは、当然、原子力災害が複合災害として起きた場合に、避難所は屋内退避の場所として使える。だから、そういう避難所をたくさんつくっていただければ、当然、屋内退避は、自宅は仮に、家屋が潰れた場合にも、そういうところで屋内退避はしていただける。ただ、そういうケーススタディーを、細かく我々は考えません。
- 記者 現状の避難所の、ナナサワさんの質問にもありましたけど、現状の避難所をシェルター機能を持たせる、核シェルター機能を持たせるようなイメージに改修する、みたいなイメージですか。
- 山中委員長 通常の避難所でも一定程度の屋内退避の効果は得られるということです。当然、場所によっては避難所を防護施設並みのそういう装置をつけるケースもあろうかと思えますし、防護施設を新たにつくるような場所もあるかと思えますけれども、それ

も地域ごとのお考えいただくことであって、我々原子力規制委員会が何かこの場所ではこうだという、そういうケーススタディーをするつもりはございません。

○記者 まさに放射能を防ぐというと規制委員会のマターになるかと思うのですが、そのシェルター機能はどういう機能があればいいよ、今のオフサイトセンターとか防護施設と同等のものになってくるのかと思うのですが、そういうアドバイスは、今回の指針に入るのか入らないのかという。

○山中委員長 こういう場所だったらこういういわゆる低減効果があるよという、その例示は多分検討することになるかと思えます。完璧な防護施設だったら、こういう低減効果はあります、通常の避難所だったらこうです、一般家屋だったらこうです、あるいはコンクリート造の家屋だったらどうですという、そういうことはこれまでもやってきておりますので、今後も詳細検討していただくことになるとかと思えます。

○記者 予算が絡んできますが、現状の避難所の核シェルター化的な予算というのは、今後、何ていうか、サポートがあるのって、ございますかね。

○山中委員長 そこは、私は分かりません。

○記者 分からないですね。

○司会 事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 はい。今、アオキさんから御質問のあった避難所の防護施設、防護措置を取るための予算ですが、これは内閣府のほうで自治体の御支援のメニューがございまして、そういった形で対応をしております。総務課長の吉野です。

○記者 はい、分かりました。

○司会 はい。よろしいでしょうか。

○記者 はい。で、今のおっしゃりようだと、そのための技術的な例示をするかも、可能性があるということですね。

○山中委員長 はい。

○記者 分かりました。はい。

○司会 はい。それでは、モリタさん、お願いします。

○記者 新潟日報のモリタです。すみません、最後に原災指針の見直しで、これからどうなるのか、見通しを分かりやすく伝えたいがために、1点だけ質問させてください。

○山中委員長 はい。

○記者 原災指針というのは、放射線防護の考え方、つまり放射線防護で有効だとされているのは避難と屋内退避の二つで、その原災指針というのは、原子力災害だけの事象であろうが複合災害であろうが、示せるのは放射線防護の考え方であって、つまり避難計画にない、まさかの事態。それが、自然災害要因の屋内退避してもできないよとか避難したくてもできないよという自然災害要因の問題については議論の範囲になくて、だからこそ、今後この見直しで行われるのは、まあ話合いの方向性にはよるものの、基本的

には各自治体が定めている避難計画のうちの屋内退避に関する具体性が高まる可能性はあるものの、その避難計画からカバーし切れていないまさかの事態、想定外の事態にまで対応できるようなものではないという理解でよろしいのでしょうか。だから、今回の議論が、避難計画の、各自治体が定める避難計画の屋内退避に関することが詳しくなることはあっても、避難計画の射程範囲、カバーというのが広がるようなものには、ような議論では、議論をする予定ではないということなのですよ。

○山中委員長 屋内退避について集中的に検討するというので、何か、今、自治体で考えていただいているような防災計画に直接何か影響を及ぼすような、そういう議論にはならないということです。

○司会 はい。その後ろのサイトウさん、追加の御質問でしょうか。はい、サイトウさん、お願いします。

○記者 すみません。NHKのサイトウと申します。

ちょっと中座していたので、その中で説明があったら大変恐縮なのですが、今のお話ですと、例えば避難所が使えないとかルートが寸断されていて避難ができないとか家が壊れてしまって屋内退避ができないという、そういう場合についても、一切この議論の中では考えないという、そういうことなのですかね。

○山中委員長 どうやったら放射線防護ができるのかということについては、当然、議論の中では出てくるとは思いますけど、我々が有効であるという対策は、避難と屋内退避のその2種類の組合せを考えましょうと。両方できない場合はどうしたらいいですかねという、究極の対応というのは当然被ばくを防ぐためにこういうことをしてくださいというのは、アドバイスはできるかとも思いますけれども、今回の検討の中ではそういうことは考えないということです。

○記者 それは必要ないと考えているということですかね。そういう最悪の事態について考える必要はないという認識だということですか。

○山中委員長 避難もできない、屋内退避もできないという状況は、今回の検討の中では考えないということです。

○司会 事務方から補足いたします。

○吉野総務課長 すみません。総務課長の吉野ですけれども、原子力災害対策指針を読んでもいただければと思いますが、原子力災害対策指針の目的は、避難計画などを策定される国の方また自治体の方に対して、科学的、客観的な判断を、核物質の防護に対して、放射線の防護に対して提供するということが目的となっておりますので、避難を具体的にどうするかというところの検討は、それを受けて各主体が行うものという形になっております。

○司会 よろしいでしょうか。サイトウさん、中座されていたときの御質問については、事務方ないしはホームページで御確認をお願いいたします。

オカダさん、挙げていらっしゃるんですが、ほか、よろしい。はい。オカダさん、お願いします。

○記者 はい。度々すみません。

今日のペーパーの中で屋内退避は主にブルームからの被ばく低減を目的とする防護措置であるからということで、防護施設なんかについては間違いなくそう言えるでしょうし、コンクリート造の建物で密閉性があれば、そういうこともかなり言えるのかと思うのですが、木造家屋ですとか、あるいは、ましてや木造家屋なんかですと、果たして本当にどれだけそういう防護措置が有効なのかという疑問の面もあるかと思うのですが、それはちゃんときちんと分類分けをして、日数とか、あるいはその扱いというものもちゃんときちんと定めるといふ、そういう理解でよろしかったということなのですけど。

○山中委員長 はい。これまでも、木造家屋、コンクリート造、もっと強固な防護施設でどういう内部被ばくの低減効果があるのかというのは、これまでも評価しているところですので、今後、検討会では、期間も含めて、こういう状況になった場合にどういう低減効果があるのかということについては詳細検討いただくことになろうかと思えます。はい。

○記者 まあ、木造家屋がある程度損傷、損壊している場合とかも、ある程度それも含まれるのですか。そこまではやらない。

○山中委員長 これまで検討しているのは、健全な木造家屋で、例えば70%内部被ばくの低減効果があるというのは検討されているようですので、今後、そういうケーススタディもされることになろうかというふうに思います。損壊まで検討されるかどうかというのは、今後の検討次第というところだと思いますけれども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。ほか、よろしいでしょうか。

はい。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—